

公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪市天王寺区所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

新築住宅3物件

■ 広告表示の開始時期の制限違反及び取引内容の不当表示

◎ 建築確認番号を記載し、新築住宅を取引することができるかのように表示

⇒ いずれの物件も広告時に建物の建築確認番号を取得しておらず、新築住宅として広告及び取引不可。

※ A社は令和3年2月12日に当協議会から警告の措置を受けている。

B社：大阪市平野区所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので3ヶ月間、短いもので1ヶ月半の間、継続して広告。

C社：大阪府堺市西区所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので4ヶ月半の間、短いもので3ヶ月間、継続して広告。

D社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：自社HP

賃貸住宅1物件

■ 取引内容の不当表示

- ◎ 専有面積について「25㎡」と記載 ⇒ 18㎡。
- ◎ 間取り図を掲載 ⇒ 実際の間取りとは異なるものを掲載。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 「損害保険 無」と記載 ⇒ 損害保険料が必要。
- ◎ 家賃保証会社の利用が取引の条件であるが、その旨及びその額不表示。
- ◎ 退去時にハウスクリーニング費用が必要である旨不表示。